

審 査 基 準

平成28年1月14日作成

法 令 名：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根 拠 条 項：第59条第9項
処 分 の 概 要：運搬証明書の書換え
原権者（委任先）：熊本県公安委員会
法 令 の 定 め： 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第5条（運搬証明書の記載事項の変更）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：2日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：出発地を管轄する警察本部の生活環境課
問 合 せ 先：熊本県警察本部生活環境課（電話番号：096-381-0110）
備 考：